

策定年月	平成 7年 1月
変更年月	平成14年 6月
	平成18年 8月
	平成22年 5月
	平成26年 9月
	平成27年10月
	令和 3年 1月
	令和 5年 9月

農業経営基盤の強化の促進に関する 基本的な構想

令和5年9月

会 津 坂 下 町

目 次

第 1	農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な方向	1
第 2	効率的かつ安定的な農業経営の基本的指標	3
1.	経営類型	3
2.	生産方式、経営管理の方法及び農業従事の態様に関する指標	4
3.	新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の基本的指標	6
第 3	第 2 に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項	6
1	農業を担う者の確保及び育成の考え方	6
2	町が主体的に行う取組	7
3	関係機関との連携・役割分担の考え方	7
4	就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集 ・相互提供	7
第 4	効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項	8
1	効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に対する目標	8
2	その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項	8
第 5	農業経営基盤強化促進事業に関する事項	8
1	法第 18 条第 1 項の協議の場の設置の方法、法第 19 条第 1 項に規定する地域計画の 区域の基準その他法第 4 条第 3 項第 1 号に掲げる事業に関する事項	9
2	農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他の 農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項	9
3	会津よつばが行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の 実施の促進に関する事項	11
4	利用権設定等促進事業に関する事項	12
5	農業経営の改善を図るために必要な農作業従事者の養成及び確保の促進に関する 事項	16
6	新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事項	16
7	その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項	17
第 6	その他	18
	○別紙 1 (第 5 の 4 (1)⑥関係)	19
	○別紙 2 (第 5 の 4 (2)関係)	20

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な方向

1 会津坂下町（以下「町」という。）は、福島県の西部、会津盆地のほぼ中央に位置し、平坦で肥沃な土地条件を生かし水稻を主体として畜産・野菜・花き・果樹・工芸作物等を組み合わせた農業生産を展開してきた。

町農業の大きな飛躍に当っては、従来の生産体制を踏襲しながらも、基幹作物を水稻とし、土地利用型作物を付加した大規模低コスト経営を育成する。また、水稻を主体とし、野菜・花き・畜産等を配した収益性の高い大規模複合経営の育成も同時に推進し、産地形成に向けた取組を展開する。また、高性能農業機械やスマート農業等の先端技術の導入等により農業生産性の向上を図ることとする。

以上のような地域特性を踏まえた対応を通して、農業生産展開の基礎となる優良農地の確保を図ることを基本として、農業振興地域整備計画に即した農村地域の秩序ある土地利用の推進に努めるものとする。

2 町の農業構造については、道路交通網の発展により、会津若松、喜多方両市への通勤が円滑になったことにより、恒久的勤務による安定兼業農家が増加するとともに、農業従事者の高齢化、農業後継者の不足、土地利用型農業を中心に担い手不足が深刻化している。

また、こうした中で、農地の資産的保有傾向が強くなり、安定兼業農家から規模拡大志向農家への農地の流動化は、これまで顕著な進展をみないまま推移してきたが、最近になって兼業農家の高齢化が進み、機械更新時や世代交代等を機に急速に農地の流動化が進展している。

しかし、農地の流動化が進むにつれ地域間で農地集約の格差が生まれ、出入作が多くなり効率的な農用地の利用面で障害となる等問題が顕在化してきている。

さらに、中山間地域においては、農業就業人口の高齢化及び減少に伴って、農業後継者に継承されない又は担い手に集積されない農地で一部遊休化したものが近年増加傾向にあり、放置された遊休農地に隣接する経営農地でツキノワグマやイノシシ、ニホンジカ等の有害鳥獣による農作物被害が発生し営農意欲の減退を促進させている。今後さらに放置すれば担い手に対する利用集積が遅れるばかりでなく、周辺農地の耕作にも大きな支障を及ぼすおそれがある。

3 町はこのような地域の農業構造の現状及びその見通しの下に、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、将来（概ね10年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営を行う農業者等を育成することとする。

具体的な経営の指標は、町及びその周辺市町村において現に成立している優良な経営の事例を踏まえつつ、農業経営の発展を目指し農業を主業とする農業者が、地域における他産業従事者並の生涯所得に相当する年間農業所得（主たる農業従事者1人当たり360万円程度、1個別経営体当たり500万円程度）、年間労働時間（主たる農業従事者1人当たり1,900時間程度）の水準を実現できるものとし、また、これらの経営が本町農業生産の相当部分を担う農業構造を確立していくことを目指す。

4 町は、将来の本町農業を担う農業経営者の意向その他の農業経営に関する基本的条件を考慮して、農業者又は農業に関係する団体が地域の農業の振興を図るためにする自主的な努力を支援するため、農業経営基盤強化促進事業その他の措置を総合的に実施する。

まず、町は会津よつば農業協同組合（以下「会津よつば」という。）、福島県会津農林事務所（以下「農林事務所」という。）、農業委員会等が十分なる相互の連携の下で濃密な指導を行うため、集落段階における農業の将来展望とそれを担う経営体を明確にするため徹底した話し合いを促進する。更に望ましい経営を目指す農業者やその集団及びこれら周辺農家に対して町が主体となり関係機関と連携しながら営農診断、営農改善方策の提示等を行い、地域の農業者が主体性を持って自らの地域農業の将来方向について選択判断を行うこと等により、各々の農業経営改善計画の自主的な作成や相互の連携が図られるよう誘導する。

次に、農業経営の改善による望ましい経営の育成を図るため、土地利用型農業による発展を図ろうとする意欲的な農業者に対しては、農業委員等による掘り起こし活動を強化して、農地の出し手と受け手に係る情報の一元的把握の下に両者を適切に結びつけて利用権設定等を進める。

また、これらの農地の流動化に関しては、公益財団法人福島県農業振興公社（以下「振興公社」という。）で実施している農地中間管理機構が行う事業を通して土地利用調整を全面的に展開して集団化・連担化した条件で担い手に農用地が利用集積されるよう努める。

特に、近年、増加傾向にある遊休農地については、今後遊休農地となるおそれがある農地を含め、農業上の利用を図る農地とそれ以外の農地とに区分し、農業上の利用の増進を図る農地については、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）第12条第1項の規定による農業経営改善計画の認定を受けた農業者（以下「認定農業者」という。）及び法第14条の4の規定による青年等就農計画の認定を受けた農業者（以下「認定新規就農者」という。）等への利用集積を図る等、積極的に遊休農地の発生防止及び解消に努める。

水田農業等土地利用型農業が主である集落で、効率的かつ安定的な農業経営を行う農業者等の育成及びこれらの経営への農用地の利用集積が遅れている集落の全てにおいて、地域での話合いと合意形成を促進するため、農用地利用改善団体の設立を目指す。また、地域での話合いを進めるに当たっては、認定農業者の経営改善に資するよう団体の構成員間の役割分担を明確化しつつ、認定農業者の育成、集落営農の組織化・法人化等地域の实情に即した経営体の育成及び農用地の利用集積の方向性を具体的に明らかにするよう指導・助言を行う。特に、認定農業者等担い手の不足が見込まれる地域においては、特定農業法人制度及び特定農業者団体制度の普及啓発に努め、集落を単位とした集落営農の組織化・法人化を促進するため、農用地利用改善団体を設立するとともに、特定農業法人制度及び特定農業団体制度に取り組めるよう指導、助言を行う。

また、本町農業の持続的な発展を図るため、法人化を目指す経営体には、企業的経営管理の実施や就業条件の整備を支援し、経営の円滑な継承や法人化を促すとともに、地域での話合いに基づき地域計画（法第19条第1項の規定による地域計画をいう。以下同じ。）の策定及び見直しを推進し、将来にわたり地域の中心となる経営体として位置づけられる担い手の確保を図る。

さらに、農地貸借による経営規模拡大と併せて、農作業受託による実質的な作業単位の拡大を促進することとし、農地貸借の促進と農作業受委託の促進が一体となって、意欲的な農業経営の規模拡大に資するよう努める。また、併せて集約的な経営展開を助長するため、農林事務所の指導のもとに、既存施設園芸の作型、品種の改善による高収益化や新規作目の導入を推進する。

また、生産組織は、効率的な生産単位を形成する上で重要な位置付けを占めるものであると同時に、農業法人等の組織経営体への経営発展母体として重要な位置付けを持っており、オペレーターの育成、受委託の促進等を図ることにより地域及び営農の実態等に応じた生産組織を育成するとともに、その経営の効率化を図り、体制が整ったものについては法人形態への誘導を図る。

特に中山間地域である高寺地区及び八幡地区（坂本）においては、農地の一体的管理を行う主体として当面集落を単位とした生産組織の育成を図り、当該組織全体の協業化・法人化を進める。

さらに、町内の農業生産の重要な担い手である女性農業者については、農業経営改善計画の共同申請の推進や集落営農の組織化・法人化に当たっての話合いの場に女性の参加を呼びかける等、女性農業者の積極的な地域農業への参加・協力を促進する。

なお、効率的かつ安定的な農業経営を目指す者と小規模な兼業農家、生きがい農業を行う高齢農家、土地持ち非農家等との間で補助労働力の提供等による役割分担を明確化しつつ、地域資源の維持管理、農村コミュニティの維持が図られ、地域全体としての発展に結びつくよう、効率的かつ安定的な農業経営を目指す者のみならず、その他兼業農家等であっても、法その他の諸施策に基づく農業経営基盤の強化及び農業構造の再編の意義について、理解と協力を求めていくこととする。

特に法第12条の農業経営改善計画の認定制度、法第14条の4の青年等就農計画の認定制度については、両制度を望ましい経営の育成施策の中心に位置付け、農業委員会の支援による農用地の利用の集積はもちろんのこと、その他の支援措置についても認定農業者及び中心経営体に集中的かつ重点的に実施されるよう努めることとし、町が主体となって、関係機関、関係団体にも協力を求めつつ制度の積極的活用を図るものとする。

- 5 町は、各関係機関と連携しながら認定農業者又は今後認定を受けようとする農業者、中心経営体、生産組織等を対象に、経営診断の実施、先進的技術の導入等を含む生産方式や経営管理の合

理化等経営改善方策の提示等の重点的指導及び会津よつば支店単位の研修会の開催等を農林事務所の協力を受けて行う。

6 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標

(1) 新規就農の現状

町の令和元年度の新規就農者は2人であり、過去10年間の状況も年間で1人から2人であり、親の農業経営とは分離した高収益施設園芸栽培による就農がほとんどである。従来からの基幹作物である米の産地としての生産量の維持・拡大を図っていくためには、高収益作物栽培と水稲生産を組み合わせ合わせた複合経営を育成し、将来にわたって地域農業の担い手を安定的かつ計画的に確保していく必要がある。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に関する目標

(1)に掲げる状況を踏まえ、町は青年層に農業を職業として選択してもらえるよう、将来（農業経営開始から5年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保を図っていくものとする。

ア 確保・育成すべき人数の目標

国が掲げる新規就農し定着する農業者を年間1万人から2万人に倍増するという新規就農者の確保・定着目標や福島県農業経営基盤強化促進基本方針に掲げられた新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保の目標340人を踏まえ、町においては年間2人の当該青年等の確保を目標とする。また、現在の雇用就農の受け皿となる法人を5年間で3法人を増加させる。

イ 新たに農業経営を営もうとする青年等の労働時間・農業所得に関する数値目標

町及びその周辺市町村の他産業従事者や優良な農業経営の事例と均衡する年間総労働時間（主たる従事者1人あたり1,900時間程度）の水準を達成しつつ、農業経営開始から5年後には農業で生計が成り立つ年間農業所得を、3に示す効率的かつ安定的な農業経営の所得目標の60%（中山間地域の場合55%）に達していることを目標とする。

(3) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた町の取組

上記に掲げるような新たに農業経営を営もうとする青年等を育成・確保していくためには就農相談から就農、経営定着の段階まできめ細やかに支援していくことが重要である。そのため、就農希望者に対して、農地については農業委員会や農地中間管理機構による紹介、技術・経営面については農林事務所、会津よつば営農指導員やコーディネーター、各生産部会等が重点的な指導を行う等、地域の総力をあげて地域の中心的な経営体へと育成し、将来的には認定農業者へと誘導していく。

第2 効率的かつ安定的な農業経営の基本的指標

第1に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の基本的指標として、現に町及び周辺市町村で展開している優良事例を踏まえつつ、町における主要な経営類型並びに生産方式、経営管理の方法及び農業従事の態様に関する指標について、これを示すと次のとおりである。

1 経営類型

No.	経営類型	経営規模		生産方式
1	水稲単作 (大規模経営) (※1)	水稲(移植・天のつぶ)	1,500a	高密度播種技術導入(※2) 高密度播種技術導入
		水稲(作業受託)	500a	
		水稲(移植・コシヒカリ密苗)	1,500a	
		水稲(備蓄米密苗)	1,500a	
2	水稲+大豆・そば (組織経営体)	水稲(直播)	1,300a	水稲(直播):湛水直播、カルパコーティング 水稲:エコファーマーによる栽培
		水稲(作業受託)	500a	
		大豆	700a	
		そば	500a	

3	野菜＋水稲 (中山間)	トマト(雨よけ) 水稲(移植)	65a 700a	トマト：雨よけ栽培 水稲：天のつぶ
4	野菜＋水稲	ミニトマト(夏秋雨よけ) 水稲(移植) 水稲(移植・備蓄米)	50a 500a 300a	ミニトマト：雨よけ栽培 水稲(移植)：エコファーマーによる栽培
5	果樹	りんご もも おうとう	120a 50a 30a	りんご：わい化栽培、ふじ もも：あかつき おうとう：佐藤錦
6	果樹＋水稲	かき りんご ぶどう 水稲(移植)	140a 100a 10a 400a	かき：会津身不知 りんご：わい化栽培、ふじ 水稲育苗ハウス利用による大粒系品種の栽培 水稲・コシヒカリ、高密度播種
7	花き花木	トルコギキョウ(半促成) トルコギキョウ(季咲き) トルコギキョウ(抑制) ストック(年内切り)	15a 15a 10a 20a	
8	花き花木	宿根カスミソウ(据え置き) 宿根カスミソウ(6～7月定植) 宿根カスミソウ(3～4月定植)	30a 50a 20a	
9	肉用牛＋水稲	肉用牛(肥育) 水稲(移植)	130頭 900a	肥育 水稲：コシヒカリ
10	野菜＋水稲	アスパラガス(施設) 水稲(移植)	60a 900a	アスパラガス：半促成長期どり栽培 水稲：コシヒカリ、共同播種、高密度播種
11	野菜水稲	きゅうり(雨よけ) 水稲(移植) 水稲(移植・備蓄米)	30a 500a 300a	きゅうり：雨よけ栽培 水稲：コシヒカリ

(※1) 大規模経営：主たる従事者2名、補助従事者4名を想定

(※2) 高密度播種：密苗、密播のこと

2 生産方式、経営管理の方法及び農業従事の態様に関する指標

生産方式	<p>(1) 指標達成のための技術等</p> <p>①水稲</p> <p>ア 生産性の合理化を進めるため担い手への農用地の利用集積による規模拡大や農業機械・施設の共同利用、農作業受委託を進める。 また、直播栽培等の省力・低コスト生産技術や、スマート農業等の先端技術の導入を進める。</p> <p>イ 高品質・良食味米を安定生産するため、スマート農業等の先端技術や、地域条件に適した品種を導入する。 また、カントリーエレベーターやライスセンター等基幹施設の利用を推進する。</p> <p>ウ 売れる米づくりを進めるため、主食用米の需要動向を的確にとらえ、用途別需要等に応じた品種構成とするとともに、需要に即した多用な米づくりを進める。</p> <p>エ 加工用米、飼料用米、WC S用稲、備蓄米等の非主食用米の生産による水田利用を拡大し、水田作経営の安定化を図る。</p> <p>②大豆・そば・麦類</p> <p>ア 実需者が求める品質とロットを確保するため、ほ場の団地化及び栽培管理等の機械化を進める。</p>
------	---

イ 安定した収量・品質を確保するため、輪作や土づくりを実施するとともに、特に水田作では排水対策を徹底する。

③野菜

ア 個別経営体の規模拡大や大規模経営体の育成を進めるため、購入苗や共同選果場、雇用労力の活用を進める。

イ 高品質安定生産及び出荷期間拡大のため、栽培の施設化や作型分化を図るとともに、かん水同時施肥装置や環境測定装置等により、管理作業の自動化、可視化を進める。

ウ 加工・業務用野菜の需要動向を的確に捉え、移植・防除・収穫運搬作業等の機械化の一貫体系の構築により、土地利用型野菜の導入を図る。

④果樹

ア おうとう及びぶどうの大粒種では、雨よけ施設の普及・拡大を進める。

イ もも、りんご、日本なしでは、性フェロモン剤及び天敵等の利用により、環境と共生する農業に取り組む。

ウ 栽培の省力化、高品質安定生産、規模拡大を図るため、もも、りんご等の樹種では低樹高栽培、日本なしではジョイント仕立て、また、人工受粉のための受粉機、訪花昆虫等の導入を進める。

エ 担い手の経営規模の拡大に向けて、雇用労力の確保を支援するとともに、農地の有効活用と集積を推進する。

オ 自然災害や重要病害虫を防ぐため、防風ネットや防霜ファン、多目的防災網の導入を進める。

⑤花き花木

ア 生産拡大に向けて大規模園芸施設の整備を支援するとともに、品目の複合化や作型の分化による労力分散を図り、規模拡大を促進する。

イ 需要に応じた生産を進めるため計画生産・出荷が可能となる電照等による開花調節技術や高温対策技術の導入を促進する。

ウ 定植機や選花機等の導入による省力化を推進し、さらには、かん水設備の導入やスマート農業等の先端技術の導入を活用した省力高品質生産のための新たな生産システムの導入等を進める。

⑥工芸作物・特産物

ア 葉たばこは、高架式作業機やコンパクト乾燥室等の導入により作業の省力化を進める。

イ おたねにんじん等は、地域に適した品種の導入と省力化のための高能率管理機の整備により、安定的な経営を進める。

⑦畜産

ア 肉用牛は、飼養管理技術の改善及び省力かつ効率的な管理方式の導入等により生産性の向上に努める。

イ 土地の利用集積や遊休農地の活用を積極的に進めるとともに、高性能機械の導入やコントラクターの活用による経営安定化及び飼料生産の効率化を図る。

ウ 耕畜連携のもと飼料用米、稲WC Sの活用による経営安定化及び飼料自給率の向上を図る。

エ 良質なたい肥生産に努め、たい肥供給者リスト等を活用した耕種農家との連携によるたい肥利活用を促進し、有機性資源の環境を図る。

⑧共通

ア 複合経営については、計画的な作目・作型の組合せを進め、作業の平準化を図る。

イ 野菜・花きについては、地域の特性を生かした作目選定を行うとともに

	<p>に、施設化を進める。また、機械化・共同化により、一層の省力化・低コスト化を図る。</p> <p>ウ 化学農薬・化学肥料の削減や地域有機性資源の循環利用に努め、環境と共生する農業に取り組む。</p> <p>エ 農産物の放射性物質濃度の把握等により、放射性セシウムの基準値を超過した食品の流通を回避する。</p> <p>(2) 農用地の集積・集約及び規模拡大</p> <p>①農地中間管理事業の活用や土地利用調整活動等により、農用地の利用集積・集約や経営の規模拡大を図る。</p> <p>②ロボット技術やスマート農業等の先端技術の導入により省力化を図る。</p>
経営管理の方法	<p>(1) 簿記記帳を実施し、経営の把握・管理を行うとともに、経営の合理化を進める。また、青色申告を実施する。</p> <p>(2) 経営分析に基づく改善計画を立て、その実践にあたる。</p> <p>(3) 家族経営については、経営を充実強化し、また、生産組織については、経営の高度化・効率化を図り、法人化を進める。</p> <p>(4) 合理的な経営管理を行うため、経営体内の役割を明確にする。</p> <p>(5) 経営体に対しては、積極的なGAPの認証取得に取り組み、食品安全、労働安全、環境保全等に配慮した経営の実践を推進する。</p> <p>(6) 経営管理能力の向上を図るため、経営研修会等への積極的な参加を促すとともに、各種支援制度等の情報提供に努める。</p> <p>(7) 小規模な農業経営、生きがい農業を行う高齢農業者等と農用地や労働力について、相互にメリットが享受できるよう支援する。</p>
農業従事の態様	<p>(1) 個別経営体</p> <p>①配偶者や後継者がそれぞれの役割を明らかにし、経営の発展を図るため、家族経営協定を締結し、労働時間の設定や休日制等の就業環境を整備する。</p> <p>②快適な労働環境づくりを進めるとともに、農作業機械等の取扱いを熟知する等により農作業事故の防止に努める。</p> <p>③計画的な作業と雇用者の確保等により、適正労働に努める。</p> <p>(2) 組織経営体</p> <p>①給料、就業時間等の就業規則の作成、保険制度の活用、トイレや休憩室の完備、作業衣の支給等就業条件を整備する。</p> <p>②作業環境の改善、作業姿勢の改善等労働環境を整備する。</p> <p>③効率的な農作業のための労働設計や雇用者の安定的確保のための情報を整備する。</p>

3 新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の基本的指標

第1で示したような目標に向かって、新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の基本的指標として、現に町及び周辺市町村の認定農業者等が取り組んでいる優良事例を踏まえつつ、町における主要な経営類型並びに生産方式、経営管理の方法及び農業従事の態様に関する指標については、第2の1、2に示した効率的かつ安定的な農業経営の基本的指標に準ずるものとする。

第3 第2に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項

1 農業を担う者の確保及び育成の考え方

町の農畜産物を安定的に生産し、農業の維持・発展に必要となる効率的かつ安定的な経営を行う農業者等を育成するため、生産方式の高度化や経営管理の合理化に対応した高い技術を有した

人材の確保・育成に取り組む。このため、認定農業者制度、認定新規就農者制度及びそれらの認定を受けた者に対する各種支援制度を活用するとともに、農業経営・就農支援センター、農林事務所、会津よつば等と連携して研修・指導や相談対応等に取り組む。

また、新たに農業経営を営もうとする青年等の就農を促進するため、これらの青年等に対する就農情報の提供、農地・農業用機械の取得や生活支援等の受入体制の整備、先進的な法人経営等での実践的研修の実施、青年等就農計画の認定・フォローアップ、認定新規就農者向けの支援策の積極的な活用の推進、認定農業者への移行に向けた経営発展のための支援等を行う。

更に、農業従事者の安定確保を図るため、農業従事の態様等の改善、家族経営協定締結による就業制、休日制の導入、高齢者及び非農家等の労働力や繁忙期の異なる産地間の労働力の活用等に取り組む。

加えて、町農業の将来を担う幅広い人材の確保に向け、職業としての農業の魅力等を発信するとともに、雇用されて農業に従事する者、定年退職後に農業に従事する者等農業生産に関わる多様な人材に対して、地域に定着し活躍できるよう必要な情報の提供、受入体制の整備の支援を行う。

2 町が主体的に行う取組

町は、新たに農業経営を営もうとする青年等や農業を担う多様な人材の確保に向けて、農業経営・就農支援センター、農林事務所、会津よつば等関係機関と連携して、就農等希望者に対する情報提供、必要となる農用地等や農業用機械等のあっせん・確保、資金調達のサポート等を行う。また、就農後の定着に向けて、販路開拓や営農面から生活面までの様々な相談への対応、他の農家等との交流の場を設ける等、必要となるサポートを就農準備から定着まで一貫して行う。

さらに、地域農業を担う者として新規就農者等を育成するときは、必要に応じて、協議の場への参加や地域計画の修正等の措置を講じる。

また、町は、新たに農業経営を始めようとする青年等が、本構想に基づく青年等就農計画を作成し、青年等就農資金、経営体育成支援事業等の国による支援策や県による新規就農関連の支援策を効果的に活用しながら、確実な定着、経営発展できるよう必要となるフォローアップを行うとともに、青年等就農計画の達成が見込まれる者に対しては、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

3 関係機関との連携・役割分担の考え方

町は、県、農業委員会、会津よつば、農業教育機関、農業経営・就農支援センター等の関係機関と連携しつつ、全体的な管理・推進を行いながら、就農等希望者への情報提供や相談対応、研修の実施、農用地や農業用機械等のあっせん・確保、就農後の定着に向けたサポート等を以下の役割分担により実施する。

①県農業会議、県農地中間管理機構、農業委員会は、新たに農業経営を開始しようとする者に対して、農地等に関する相談対応、農地等に関する情報の提供、農地等の紹介・あっせん等を行う。

②個々の集落（地域計画の策定区域）では、農業を担う者を受け入れるための地域の雰囲気づくり、コミュニティづくりを行う。

4 就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供

町は、各関係機関と連携して、区域内における作付け品目毎の就農受入体制、研修内容、就農後の農業経営・収入・生活のイメージ等、就農等希望者が必要とする情報を収集・整理し、県及び農業経営・就農支援センターへ情報提供する。

また、本町農業を担う者の確保のため、各関係機関と連携して、経営の移譲を希望する農業者の情報を積極的に把握するよう努め、区域内において後継者がいない場合は、県及び農業経営・就農支援センター等の関係機関へ情報提供する。さらに、新たに農業経営を開始しようとする者が円滑に移譲を受けられるよう農業経営・就農支援センター、県農地中間管理機構、農業委員会等の関係機関と連携して、円滑な継承に向けて必要なサポートを行う。

第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標、その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に対する目標

第2に掲げる農業経営を地域において育成した場合、これら農業経営が将来の地域における農用地の利用に占める面積の割合の目標は、おおむね次に掲げる程度とする。

また、効率的かつ安定的な経営体への農用地の利用集積においては、経営規模拡大のメリットを最大限に活かし、より効率的な経営を可能とするため、面的集積を図ることが求められている。

このため、農地中間管理事業等により面的集積を図りながら、効率的かつ安定的な経営体に利用集積された農用地の割合を高めていくことを目標とする。

効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積割合及び面的集積の目標
85%

(注1)「効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積の割合の目標」は、認定農業者、認定新規就農者、集落営農組織等の担い手の地域における農用地利用面積(所有面積、借入面積及び特定農作業受託面積(水稻については、耕起・代かき、田植え、収穫・脱穀の基幹3作業の全てを受託している面積、その他の作目については主な基幹作業を受託している面積。))の合計面積。)の割合の目標である。

(注2) 目標年次は令和13年度とする。

2 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

町における農用地の利用状況は、平坦部を中心に水稻を主体とした畜産・野菜・花き等を組み合わせた複合による農地利用が図られているが、近年の農業従事者の高齢化や後継者不足を要因として遊休農地や耕作放棄地が中山間部を中心に発生しており、周辺農地の耕作に大きな支障を及ぼすおそれがある。

このような状況を踏まえ、食料供給の基盤として重要な資源である農用地を保全し有効利用するため、町が中心となり関係機関と連携して意欲的に農業経営を営む認定農業者等へ農用地の面的集積や農作業受委託を積極的に推進し、農用地の確保と利用改善に努める。

第5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

町は、福島県が策定した「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」の第5「効率的かつ安定的な農業経営を育成するために必要な事項」の農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項に定められた方向に即しつつ、本町農業の地域特性、即ち、複合経営を中心とした多様な農業生産の展開や兼業化の著しい進行等の特徴を十分踏まえて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。

町は、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行う。

- ①法第18条第1項の協議の場の設置の方法、法第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準
その他法第4条第3項第1号に掲げる事業
- ②農用地利用改善事業の実施を促進する事業
- ③委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業
- ④利用権設定等促進事業
- ⑤農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保を促進する事業
- ⑥新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保を促進する事業
- ⑦その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

これらの各事業については、各地域の特性を踏まえてそれぞれの地域で重点的に実施するものとする。

ア 東部平坦地域においては、大区画ほ場による高能率な生産基盤条件の形成を活かすため、利用権設定等促進事業を重点的に実施する。特に、換地と一体的な農地中間管理機構による農地中間管理事業や特例事業、利用権設定を推進し、土地改良区の主体的な取組によって担い手が連担的な条件下で効率的な生産が行えるよう努める。

イ 西部丘陵地域においては、特に農用地利用改善事業を重点的に推進し、農用地利用改善団体の活動を活発化する。このことによって、担い手不足の下で多発するおそれのある遊休農地の発生防止に努める。

さらに、町は、農用地利用改善団体に対して特定農業法人制度及び特定農業団体制度についての啓発に努め、必要に応じ、農用地利用改善団体が特定農業法人制度及び特定農業団体制度に取り組めるよう指導・助言を行う。

1 法第 18 条第 1 項の協議の場の設置の方法、法第 19 条第 1 項に規定する地域計画の区域の基準 その他法第 4 条第 3 項第 1 号に掲げる事業に関する事項

(1) 法第 18 条第 1 項の協議の場の設置の方法

①協議の場の開催時期

幅広い農業者の参画を図るため、協議の場を設置する区域ごとに、当該区域における基幹作物である水稻の農繁期を除いて設定する。

②開催に係る情報提供の方法

開催に当たっては、町の公報への掲載やインターネットの利用等に加え、他の農業関係の集まりを積極的に活用し、周知を図る。

③参加者

農業者、町、農業委員、農地利用最適化推進委員、会津よつば、農地中間管理機構の農地相談員、土地改良区、県、その他の関係者とする。

④協議すべき事項

協議の場において、地域の中心となる農用地の出し手及び受け手の意向が反映されるように調整を行う。

⑤相談窓口の設置

協議の場の参加者等から協議事項に係る問い合わせへの対応を行うための窓口を町産業課農林振興班に設置する。

(2) 法第 19 条第 1 項に規定する地域計画の区域の基準

地域計画は、農業上の利用が行われる農用地等の区域について定める。

同区域については、これまで人・農地プランの実質化が行われている区域を基に、農業振興地域内の農用地等が含まれるように設定し、その上で、様々な努力を払ってもなお、農業上の利用が見込めず、農用地として維持することが困難な農用地については、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律（平成 19 年法律第 48 号）に基づく活性化計画を作成し、粗放的な利用等による農用地の保全等を図る。

(3) その他法第 4 条第 3 項第 1 号に掲げる事業（地域計画推進事業）に関する事項

町は、地域計画の策定に当たって、県・農業委員会・農地中間管理機構・会津よつば・土地改良区等の関係団体と連携しながら、協議の場の設置から地域計画の公表に至るまで、適切な進捗管理を行い、地域計画に基づいて利用権の設定等が行われているか進捗管理を毎年実施する。

2 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他の農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

(1) 農用地利用改善事業の実施の促進

町は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域の話合いによる地域計画の策定及び見直しを通じ、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

(2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然

的條件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域（1～数集落）とするものとする。

ただし、特別な事情により集落を単位とした区域を農用地利用改善事業の実施の単位とすることが困難であると認められる場合にあつては、農用地の効率的かつ総合的な利用に支障のない限り、集落の一部を除外することができるものとする。

(3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

(4) 農用地利用規程の内容

①農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項

イ 農用地利用改善事業の実施区域

ウ 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項

エ 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項

オ 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

カ その他必要な事項

②農用地利用規程においては、①に掲げるすべての事項についての実行方策を明らかにするものとする。

(5) 農用地利用規程の認定

①(2)に規定する区域をその区域とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備えるものは、基本要綱様式第6-1号の認定申請書を町に提出して、農用地利用規程について町の認定を受けることができる。

②町は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第23条第1項の認定をする。

ア 農用地利用規程の内容が本基本構想に適合するものであること。

イ 農用地利用改善事業の実施区域が地域計画の区域内にあるときは、農用地利用規程の内容が当該地域計画の達成に資するものであること。

ウ 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。

エ (4)の①のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。

オ 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。

③町は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を町のインターネットの利用により公告する。

④①から③までの規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

①(5)の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人（以下「特定農業法人」という。）又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体（農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していること等農業経営基盤強化促進法施行令（昭和55

年政令第 219 号) 第 11 条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。) を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。

②①の規定により定める農用地利用規程においては、(4)の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。

ア 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所

イ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積目標

ウ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等の申出及び農作業の委託あっせん等の手続きに関する事項

エ 農地中間管理事業の利用に関する事項

③町は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について(5)の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が(5)の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、(5)の①の認定をする。

ア ②のイに掲げる目標が、(2)に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。

イ 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けること、又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。

④②で規定する事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規程」という。）で定められた特定農業法人は、認定農業者とみなし、また、特定農用地利用規程は、法第 12 条第 1 項の認定にかかる農業経営改善計画とみなす。

(7) 農用地利用改善団体の勧奨等

①(5)の②の認定を受けた団体（以下「認定団体」という。）は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者（所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者（特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。）に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勧奨することができる。

②①の勧奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。

③特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

(8) 農用地利用改善事業の指導、援助

①町は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努める。

②町は、(5)の①に規定する団体又は当該団体になろうとするもの（以下「団体等」という。）が、農用地利用改善事業の実施に関し、農林事務所、農業委員会、会津よつば、農地中間管理機構等の指導及び助言を求めてきたときは、それぞれの組織の役割に応じて、当該団体等の主体性を尊重しながら、その団体等の活動を助長する上で必要な指導及び助言が積極的に行われるように努める。

3 会津よつばが行う農作業委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

(1) 農作業の受委託の促進

町は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条

件の整備を図る。

- ①会津よつばその他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進
 - ②効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成
 - ③農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受委託の促進の必要性についての普及啓発
 - ④農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化
 - ⑤地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定への移行の促進
 - ⑥農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定
- (2) 農業委員会、農地中間管理機構、会津よつばによる農作業の受委託のあっせん、会津よつば自らが委託を受けて農作業を行う取組等

会津よつばは、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、農作業の受委託のあっせんに努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

また、担い手が受けきれない農用地について適切に管理し、将来的に担い手に引き継ぐことが重要であるため、農作業受委託の推進に向けて、会津よつば等の農業支援サービス事業者による農作業受託料金の情報提供の推進や、農作業受託事業を実施する生産組織の育成、地域計画の策定に向けた協議における農作業受委託の活用の周知等を行うことにより、農作業の受委託を促進する。

4 利用権設定等促進事業に関する事項

(1) 利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件

①耕作又は養畜の事業を行う個人（旧法第 18 条第 2 項第 6 号に規定する者を除く）又は農地所有適格法人（農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 2 条第 3 項に規定する農地所有適格法人をいう。）が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、次に掲げる場合に応じてそれぞれ定めるところによる。

ア 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合、次の(ア)から(エ)までに掲げる要件のすべて（農地所有適格法人にあっては(ア)及び(エ)に掲げる要件のすべて）を備えること。

(ア) 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

(イ) 耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。

(ウ) その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること。

(エ) 所有権の移転を受ける場合は、上記（ア）から（ウ）までに掲げる要件のほか、借入者が当該借入地につき所有権を取得する場合、農地の集団化を図るために必要な場合、又は近い将来農業後継者が確保できることとなることが確実である等特別な事情がある場合を除き、農地移動適正化あっせん譲受け等候補者名簿に登録されている者であること。

イ 混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その者が利用権の設定等を受ける土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。

ウ 農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その土地を効率的に利用することができることと認められること。

②農用地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者が利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を行う場合において、当該者が①の(ア)及び(イ)に掲げる要件（農地所有適格

法人にあつては、(ア)に掲げる要件)のすべてを備えているときは、①の規定にかかわらず、その者は、おおむね利用権の設定等を行う農用地の面積の合計の範囲内で利用権の設定等を受けることができるものとする。

- ③農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第10条第2項に規定する事業を行う会津よつば若しくは農業協同組合連合会が利用権の設定を受ける場合、同法第11条の50第1項第1号に掲げる場合において会津よつば若しくは農業共同組合連合会が利用権の設定若しくは移転を受ける場合、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第2条第4項に規定する農地中間管理機構、独立行政法人農業者年金基金法（平成14年法律第127号）附則第6条第1項第2号に掲げる業務を実施する独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を受ける場合又は農地中間管理機構が利用権の設定等を行う場合には、これらの者が当該事業又は業務の実施に関し定めるところによる。
- ④旧法第18条第2項第6号に規定する者が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受ける場合には、次に掲げる要件のすべてを備えるものとする。
- ア 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。
- イ その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。
- ウ その者が法人である場合にあつては、その法人の業務を執行する役員のうち1人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。
- ⑤農地所有適格法人の組合員、社員又は株主（農地法第2条第3項第2号チに掲げる者を除く。）が、利用権設定等促進事業の実施により、当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行うため利用権の設定等を行う場合は、①の規定に関わらず利用権の設定等を受けることができるものとする。ただし、利用権を受けた土地のすべてについて当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行い、かつ、これら二つの利用権の設定等が同一の農用地利用集積計画において行われる場合に限るものとする。
- ⑥①から⑤に定める場合のほか、利用権の設定等を受ける者が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、別紙1のとおりとする。
- ⑦農業経営の受委託に係る利用権の設定については、③に規定する農業協同組合法第10条第2項に規定する事業を行う会津よつば及び農業協同組合連合会並びに同法第72条の10第1項第2号の事業を併せ行う農地所有適格法人である農事組合法人が主として組合員から農業経営を受託する場合その他農用地等の利用関係として農業経営の受委託の形態をとることが特に必要かつ適当であると認められる場合に限り行うものとする。

(2) 利用権の設定等の内容

利用権設定等促進事業の実施により、設定（又は移転）される利用権の存続期間（又は残存期間）の基準、借賃の算定基準及び支払いの方法、農業経営受委託の場合の損益算定基準及び決済の方法その他利用権の条件並びに移転される所有権の移転の対価（現物出資に伴い付与される持分又は株式を含む。以下同じ。）の算定基準及び支払（持分又は株式の付与を含む。）の方法並びに所有権の移転の時期は、別紙2のとおりとする。

(3) 開発を伴う場合の措置

①町は、開発して農用地又は農業用施設用地とすることが適当な土地についての利用権の設定等を内容とする農用地利用集積計画の作成に当たっては、その利用権の設定等を受ける者（地方公共団体、農地中間管理機構を除く。）から「農業経営基盤強化促進法の基本要綱」（平成24年5月31日付け24経営第564号農林水産省経営局長通知。以下「基本要綱」という。）様式第7号に定める様式による開発事業計画を提出させる。

②町は、①の開発事業計画が提出された場合において、次に掲げる要件に適合すると認めるときに農用地利用集積計画の手続きを進める。

ア 当該開発事業の実施が確実であること。

イ 当該開発事業の実施に当たり農地転用を伴う場合には、農地転用の許可の基準に従って許可し得るものであること。

ウ 当該開発事業の実施に当たり農用地区域内の開発行為を伴う場合には、開発行為の許可基準に従って許可し得るものであること。

(4) 農用地利用集積計画の策定期間

①町は、(5)の申出その他の状況から農用地の農業上の利用集積を図るため必要があると認めるときは、その都度、農用地利用集積計画を定める。

②町は、農用地利用集積計画の定めるところにより設定（又は移転）された利用権の存続期間（又は残存期間）の満了後も農用地の農業上の利用集積を図るため、引き続き農用地利用集積計画を定めるよう努めるものとする。この場合において、当該農用地利用集積計画は、現に定められている農用地利用集積計画に係る利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の30日前までに当該利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の翌日を始期とする利用権の設定（又は移転）を内容として定める。

(5) 要請及び申出

①農業委員会は、認定農業者で利用権の設定を受けようとする者又は利用権の設定等を行おうとする者の申出をもとに、農用地の利用権の調整を行った結果、認定農業者に対する利用権設定等の調整が調ったときは、町に農用地利用集積計画を定めるべき旨を要請することができる。

②町の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする土地改良区は、その地区内の土地改良法（昭和24年法律第195号）第52条第1項又は第89条の2第1項の換地計画に係る地域における農地の集団化と相まって農用地の利用の集積を図るため、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。

③農用地利用改善団体及び営農指導事業においてその組合員の行う作付地の集団化、農作業の効率化等の農用地利用関係改善に関する措置の推進に積極的に取り組んでいる会津よつばは、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。

④②または③までに定める申出を行う場合において、(4)の②の規定により定める農用地利用集積計画の定めるところにより利用権の存続を申し出る場合には、現に設定（又は移転）されている利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の90日前までに申し出るものとする。

(6) 農用地利用集積計画の作成

①町は、(5)の①の規定による農業委員会からの要請があった場合には、その要請の内容を尊重して農用地利用集積計画を定める。

②町は、(5)の②から④までの規定により、農用地利用改善団体、会津よつば又は土地改良区からの申出があった場合には、その申出の内容を勘案して農用地利用集積計画を定めるものとする。

③①、②に定める場合のほか、利用権の設定等を行おうとする者又は利用権の設定等を受けようとする者の申出があり、利用権設定等の調整が調ったときは、町は、農用地利用集積計画を定めることができる。

④町は、農用地利用集積計画において利用権の設定等を受ける者を定めるに当たっては、利用権の設定等を受けようとする者（(1)に規定する利用権の設定等を受けるべき者の要件に該当する者に限る。）について、その者の農業経営の状況、利用権の設定等をしようとする土地及びその者の現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の位置その他の利用条件等を総合的に勘案して、農用地の農業上の利用の集積並びに利用権の設定等を受けようとする者の農業経営の改善及び安定に資するようにする。

(7) 農用地利用集積計画の内容

農用地利用集積計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

①利用権の設定等を受ける者の氏名又は名称及び住所

- ②①に規定する者が利用権の設定等（(1)の④に規定する者である場合には、賃借権又は使用貸借による権利の設定に限る。）を受ける土地の所在、地番、地目及び面積
- ③①に規定する者に②に規定する土地について利用権の設定等を行う者の氏名又は名称及び住所
- ④①に規定する者が設定（又は移転）を受ける利用権の種類、内容（土地の利用目的を含む。）、始期（又は移転の時期）、存続期間（又は残存期間）、借賃及びその支払いの方法（当該利用権が農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利である場合にあっては農業の経営の委託者に帰属する損益の算出基準及び決済の方法）、利用権の条件その他利用権の設定（又は移転）に係る法律関係
- ⑤①に規定する者が移転を受ける所有権の移転の後における土地の利用目的、当該所有権の移転の時期、移転の対価及びその支払（持分又は株式の付与を含む。）の方法その他所有権の移転に係る法律関係
- ⑥①に規定する者が(1)の④に規定する者である場合には、次に掲げる事項
- ア その者が、賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた後において、その農用地を適正に利用していないと認められる場合に、賃借又は使用貸借の解除をする旨の条件
 - イ その者が、賃借又は使用貸借を解除し撤退した場合の混乱を防止するための次に掲げる事項その他の撤退した場合の混乱を防止するための事項
 - (ア) 農用地の明け渡す際の原状回復の義務を負う者
 - (イ) 原状回復の費用の負担者
 - (ウ) 原状回復がなされないときの損害賠償の取決め
 - (エ) 貸借期間の中途の契約終了時における違約金支払の取決め
- ⑦①に規定する者の農業経営の状況
- (8) 同意
- 町は、農用地利用集積計画の案を作成したときは、(7)の②に規定する土地ごとに(7)の①に規定する者並びに当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者のすべての同意を得る。
- ただし、数人の共有に係る土地について利用権（その存続期間が5年を超えないものに限る。）の設定又は移転をする場合における当該土地について所有権を有する者の同意については、当該土地について2分の1を超える共有持分を有する者の同意を得ることで足りる。
- (9) 公告
- 町は、農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画を定めたとき又は(5)の①の規定による農業委員会の要請の内容と一致する農用地利用集積計画を定めたときは、その旨及びその農用地利用集積計画の内容のうち(7)の①から⑥までに掲げる事項を町の掲示場への掲示により公告する。
- (10) 公告の効果
- 町が(9)の規定による公告をしたときは、その公告に係る農用地利用集積計画の定めるところによって利用権が設定され（若しくは移転し）又は所有権が移転するものとする。
- (11) 利用権の設定等を受けた者の責務
- 利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を受けた者は、その利用権の設定等に係る土地を効率的に利用するよう努めなければならない。
- (12) 紛争の処理
- 町は、利用権設定等促進事業の実施による利用権の設定等が行われた後は、借賃又は対価の支払等利用権の設定等に係る土地の利用に伴う紛争が生じたときは、当該利用権の設定等の当事者の一方又は双方の申出に基づき、その円満な解決に努める。
- (13) 農用地利用集積計画の取消し
- ①町は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、(9)の規定による公告のあった農用地利用集積計画の定めるところにより賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた(1)の④に規定する者に対し、相当の期限を定め、必要な措置を講ずべきことを勧告することができ

るものとする。

ア その者が、その農用地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。

イ その者が、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認めるとき。

ウ その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のいずれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認めるとき。

②町は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画のうち当該各事項に係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取消すものとする。

ア (9)の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところによりこれらの権利の設定を受けた(1)の④に規定する者がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、これらの権利を設定した者が賃貸借又は使用貸借の解除をしないとき。

イ ①の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかったとき。

③町は、②の規定による取消しをしたときは、農用地利用集積計画を取消した旨及び当該農用地利用集積計画のうち取り消しに係る部分（(7)の⑦を除く）を町の掲示場への掲示により公告する。

④町が③の規定による公告をしたときは、②の規定による取り消しに係る賃貸借又は使用貸借は解除されたものとみなす。

⑤農業委員会は、②の規定による取消しがあった場合において、当該農用地の適正かつ効率的な利用が図られないおそれがあると認めるときは、当該農用地の所有者に対し、当該農用地についての利用権設定等のあっせんを働きかけるとともに、必要に応じて農地中間管理機構が行う事業の活用を図るものとする。農業委員会は、所有者がこれらの事業の実施に応じたときは、農地中間管理機構に協力を求めるとともに、連携して農用地の適正かつ効率的な利用の確保に努めるものとする。

5 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項

町は、効率的かつ安定的な経営を育成するために、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材の育成に取り組む。このため、人材育成方針を定めるとともに、意欲と能力のある者が幅広くかつ円滑に農業に参入し得るように相談機能の一層の充実、先進的な法人経営等での実践的研修、農地中間管理機構の保有農地を利用した実践的研修、担い手としての女性の能力を十分に発揮させるための研修等を通じて経営を担う人材の育成を積極的に推進する。

また、農業従事者の安定的確保を図るため、他産業に比べて遅れている農業従事の態様等の改善に取り組むこととし、休日制、ヘルパー制度の導入や、高齢者、非農家等の労働力の活用システムを整備する。

6 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事項

第1の6(2)に掲げる目標を長期的かつ計画的に達成していくため、関係機関・団体との連携のもと、次の取組を重点的に推進する。

(1) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた取組

ア 受入環境の整備

農業経営・就農支援センターや農林事務所、会津よつば等と連携しながら、就農相談会を定期的に開催し、就農希望者に対し、町内での就農に向けた情報（研修、空き家に関する情報等）の提供を行う。また、町内の農業法人や先進農家等と連携して、高校や大学等からの研修やインターンシップの受入れを行う。

イ 中長期的な取組

生徒・学生が農業に関心を持ち、農業が将来の進路の選択肢の一つとなるよう教育機関や教育委員会と連携しながら、各段階の取組を実施する。具体的には、生産者との交流の場を設けたり、農業体験ができる仕組みをつくることで、農業に関する知見を広められるように

する。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の定着に向けた取組

ア 農業者に関する情報の共有と一貫した指導支援

町が主体となって、農業支援・就農支援センターや農林事務所、農業委員、指導農業士、会津よつば等と連携・協力して「青年農業者の指導記録」を作成し、研修や営農指導の時期・内容等の就農前後のフォローアップの状況等を記入・共有しながら、巡回指導の他、年に1回は面接を行うことにより、当該青年等の営農状況を把握し、支援を効率的かつ適切に行うことができる仕組みをつくる。

イ 就農初期段階の地域全体でのサポート

新規就農者が地域内で孤立することのないよう、地域計画の策定・見直しの話合いを通じ、地域農業の担い手として当該者を育成する体制を強化する。そのためには、会津坂下町認定農業者会や会津坂下町次世代農業者会との交流の機会を設ける。また、商工会や観光物産協会とも連携して、道の駅あいづ湯川・会津坂下や直売所への出荷のためのアドバイスを行う等して、生産物の販路の確保を支援する。

ウ 経営力向上に向けた支援

アに掲げる「青年農業者の指導記録」を活用した指導に限らず、道の駅あいづ湯川・会津坂下や会津よつばが運営する直売施設への出荷の促進、他産業への経営のノウハウを習得できる交流研修等の機会の提供等により、きめ細やかな支援を実施する。

エ 青年等就農計画作成の促進及び指導と農業経営改善計画作成への指導

青年等が就農する地域の地域計画との整合に留意しつつ、本構想に基づく青年等就農計画の作成を促し、経営発展支援事業・経営開始資金や青年等就農資金、農地利用効率化等支援交付金等の国の支援策や県の新規就農関連事業を効果的に活用しながら経営力を高め、確実な定着へと導く。さらに、青年等就農計画の達成が見込まれる者については、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

(3) 関係機関等の役割分担

就農に向けた情報提供及び就農相談については農業経営・就農支援センター、技術や経営ノウハウについての習得については福島県農業総合センター農業短期大学校等、就農後の営農指導等フォローアップについては農林事務所、会津よつば、認定農業者会や指導農業士等、農地の確保については農業委員会、農地中間管理機構等、各組織が役割を分担しながら各種取組を進める。

7 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

(1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

町は、1から6までに掲げた事項の推進に当たっては、農業経営基盤の強化の促進に必要な、以下の関連施策との連携に配慮するものとする。

①町は、開津地区農村基盤総合整備事業や県営ほ場整備事業【牛川・若宮・坂下北部・金上・阿賀川・阿賀川Ⅱ期地区】等の農業生産基盤整備による水田の大区画化と21世紀型水田農業モデルほ場整備事業による農地と作業の集積化、併せてカントリーエレベーターの活用と野菜集出荷施設等の農業近代化施設の導入を推進し、効率的かつ安定的な農業経営の発展を図っていく。

②町は、中山間地域等直接支払交付金制度（長井・袋原・朝立・天屋・本名・杉山）等によって農村の活性を図り、農村の健全な発展によって望ましい農業経営の育成に資するように努める。

③町は、水田収益力強化ビジョンの実現に向けた積極的な取組によって、水稻作を主体とし、高収益作物栽培との複合経営等の育成を図ることとする。特に、麦・大豆・飼料作物等の土地利用型作物の導入を契機とし、地域の土地利用の見通しを通じて農用地利用の集積、連担化による効率的作業単位の形成等望ましい経営の営農展開に資するように努める。

④町は、各種事業の活用により農業集落排水事業の実施を促進し、定住条件の整備を通じ、農業の担い手確保に努める。

⑤町は、地域の農業の振興に関するその他の施策を行うに当たっては、農業経営基盤強化の円滑な促進に資することとなるように配慮するものとする。

(2) 推進体制等

①事業推進体制等

町は、農業委員会、農林事務所、会津よつば、土地改良区、農用地利用改善団体、農業経営・就農支援センター、その他の関係団体と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進方策について検討するとともに、今後 10 年にわたり、第 1、第 4 で掲げた目標や第 2 の指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策等について、各関係機関・団体別の行動計画を樹立する。また、このような長期行動計画と併せて、年度別活動計画において当面行うべき対応を関係機関・団体別に明確化し、関係者が一体となって合意の下に効率的かつ安定的な経営の育成及びこれらへの農用地利用の集積を強力に推進する。

②農業委員会等の協力

農業委員会、会津よつば及び土地改良区は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、相互に連携を図りながら協力するように努めるものとし、町は、このような協力の推進に配慮する。

第 6 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

附 則

この基本構想は、平成 7 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この基本構想は、平成 1 4 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この基本構想は、平成 1 8 年 8 月 1 0 日から施行する。

附 則

この基本構想は、平成 2 2 年 5 月 2 7 日から施行する。

附 則

この基本構想は、平成 2 6 年 9 月 2 2 日から施行する。

附 則

この基本構想は、平成 2 7 年 1 2 月 2 1 日から施行する。

附 則

この基本構想は、令和 3 年 1 月 1 8 日から施行する。

附 則

この基本構想は、令和 5 年 9 月 2 2 日から施行する。

別紙1（第5の4(1)⑥関係）

次に掲げる者が利用権の設定等を受けた後において、旧法18条第2項第2号に規定する土地（以下「対象農地」という。）の用途ごとにそれぞれ定める要件を備えている場合には、利用権の設定等を行うものとする。

- (1) 独立行政法人農業者年金基金（独立行政法人農業者年金基金法（平成14年法律第127号）附則第6条第1項第2号に掲げる業務を実施する場合に限る。）、地方公共団体（対象土地を農業上の利用を目的とする用途たる公用又は公共用に供する場合に限る。）、農業協同組合等（農地法施行令（昭和27年政令第445号）第2条第2項第1号に規定する法人をいい、当該法人が対象土地を直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供する場合に限る。）又は畜産振興協会（農地法施行令第2条第2項第3号に規定する法人をいい、当該法人が同号に規定する事業の運営に必要な施設の用に供する場合に限る。）
 - 対象農地を農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合
 - ……旧法第18条第3項第2号イに掲げる事項
 - 対象農地を農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農業用施設用地を含む。以下同じ。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合
 - ……その土地を効率的に利用することができることと認められること。
- (2) 農業協同組合法第72条の10第1項第2号の事業を行う農事組合法人（農地所有適格法人であるものを除く。）又は、生産森林組合（森林組合法（昭和53年法律第36号）第93条第2項第2号に掲げる事業を行うものに限る。）（それぞれ対象土地を農用地以外の土地としてその行う事業に供する場合に限る。）
 - 対象土地を混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合
 - ……その土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができることと認められること。
 - 対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合
 - ……その土地を効率的に利用することができることと認められること。
- (3) 土地改良法（昭和24年法律第195号）第2条第2項各号に掲げる事業（同項第6号に掲げる事業を除く。）を行う法人又は農業近代化資金融通法施行令（昭和36年政令第346号）第1条第7号若しくは第8号に掲げる法人（それぞれ対象土地を当該事業に供する場合に限る。）
 - 対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合
 - ……その土地を効率的に利用することができることと認められること。

別紙2（第5の4(2)関係）

I 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

<p>①存続期間 （又は残存期間）</p>	<p>1 存続期間は3年以上（農業者年金制度関連の場合は10年、開発して農用地とすることが適当な土地について利用権の設定等を行う場合は、開発してその効用を発揮する上で適切と認められる期間その他利用目的に応じて適切と認められる一定の期間）とする。ただし、利用権を設定する農用地において栽培を予定する作目の通常の栽培期間からみて3年以上とすることが相当でないと認められる場合には、3年以上と異なる存続期間とすることができる。</p> <p>2 残存期間は、移転される利用権の残存期間とする。</p> <p>3 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により設定（又は移転）される利用権の当事者が当該利用権の存続期間（又は残存期間）の中途において解約する権利を有しない旨を定めるものとする。</p>
<p>②借賃の算定基準</p>	<p>1 農地については、農地法第52条の規定により農業委員会が提供を行っている借賃等の情報を十分考慮し、当該農地の生産条件等を勘案して算定する。</p> <p>2 採草放牧地については、その採草放牧地に隣接する採草放牧地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その採草放牧地の近傍の農地について算定される借賃の額を基礎とし、当該採草放牧地の生産力、固定資産評価額等を勘案して算定する。</p> <p>3 開発して農用地とすることが適当な土地については開発後の土地の借賃の水準、開発費用の負担区分の割合、通常の実産力を発揮するまでの期間等を総合的に勘案して算定する。</p> <p>4 借賃を金銭以外のものとする場合には、その借賃は、それを金額に換算した額が上記1から3までの規定によって算定される額に相当するように定めるものとする。</p>
<p>③借賃の支払方法</p>	<p>1 借賃は、毎年農用地利用集積計画に定める日までに当該年に係る借賃の全額を一時に支払うものとする。</p> <p>2 1の支払は、貸借人の指定する金融機関の口座に振り込むことにより、その他の場合は、貸借人の住所に持参して支払うものとする。</p> <p>3 借賃を金銭以外のものとする場合には、原則として毎年一定の期日までに当該年に係る借賃の支払等を履行するものとする。</p>
<p>④有益費の償還</p>	<p>1 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定（又は移転）を受ける者は当該利用権に係る農用地を返還するに際し民法の規定により当該農用地の改良のために費やした金額その他の有益費について償還を請求する場合その他法令による権利の行使である場合を除き、当該利用権の設定者に対し名目のいかんを問わず、返還の代償を請求してはならない旨を定めるものとする。</p> <p>2 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定（又は移転）を受ける者が当該利用権に係る農用地を返還する場合において、当該農用地の改良のために費やした金額又はその時における当該農用地の改良による増価額について当該利用権の当事者間で協議が整わないときは、当事者の双方の申出に基づき町が認定した額をその費やした金額又は増価額とする旨を定めるものとする。</p>

II 混牧林地又は農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

①存続期間 （又は残存期間）	Iの①に同じ。
②借賃の算定基準	1 混牧林地については、その混牧林地の近傍の混牧林地の借賃の額、放牧利用の形態、当事者双方の受益又は負担の程度等を総合的に勘案して算定する。 2 農業用施設用地については、その農業用施設用地の近傍の農業用施設用地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その農業用施設用地の近傍の用途が類似する土地の借賃の額、固定資産税評価額等を勘案して算定する。 3 開発して農業用施設用地とすることが適当な土地については、Iの②の3と同じ。
③借賃の支払方法	Iの③に同じ。
④有益費の償還	Iの④に同じ。

III 農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利の設定を受ける場合

①存続期間	Iの①に同じ。
②損益の算定基準	1 作目等毎に、農業の経営の受託に係る販売額（共済金を含む。）から農業の経営に係る経費を控除することにより算定する。 2 1の場合において、受託経費の算定に当たっては、農業資材費、農業機械施設の償却費、事務管理費等のほか、農作業実施者又は農業経営受託者の適正な労賃・報酬が確保されるようにするものとする。
③損益の支払方法	Iの③に同じ。この場合においてIの③中の「借賃」とあるのは「損益」と、「賃貸人」とあるのは、「委託者（損失がある場合には、受託者という。）」と読み替えるものとする。
④有益費の償還	Iの④に同じ。

IV 所有権の移転を受ける場合

①対価の算定基準	土地の種類及び農業上の利用目的毎にそれぞれ近傍類似の土地の通常取引（農地転用のために農地を売却した者が、その農地に代わるべき農地の所有権を取得するため高額の対価により行う取引その他特殊な事情の下で行われる取引を除く。）の価額に比準して算定される額を基準とし、その生産力等を勘案して算定する。
②対価の支払方法	農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに所有権の移転を受ける者が所有権の移転を行う者の指定する金融機関の口座に振り込むことにより、又は所有権の移転を行う者の住所に持参して支払うものとする。
③所有権の移転の時期	農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われたときは、当該農用地利用集積計画に定める所有権の移転の時期に所有権は移転し、対価の支払期限までに対価の支払いが行われないときは、当該所有権の移転に係る農用地利用集積計画に基づく法律関係は失効するものとする。 なお、農地中間管理機構が所有権移転を行う場合の取扱いについては、同機構の定めるところによるものとする。